

政令第 号

原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二〇の項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（有線電気通信法施行令の一部改正）

第二条 有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第三十九条第一項の規定に基づく経済産業省令」を「第三十九条第一項の規定に基づく主務省令」に、「経済産業大臣」を「同法第百十三条の二第一項に規定する主務大臣」に改める。

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令の一部改正）

第三条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令（昭和三十二年政令第四号）の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

原子力委員会設置法施行令

目次、第一章の章名及び第二章を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第三条」に、「第三条―第十条」を「第四条―第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十二条を削る。

第十一条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第十二条とする。

第二章中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第八条とする。

第六条第二項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「、その工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削り、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第五条とする。

第三条第二項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「、指定を受けようとする工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削り、同条を第四条とする。

第一章中第二条を第三条とする。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項」を「法第二条第六項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(研究開発段階にある原子炉)

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第五十四条第二号を除き、以下「法」

という。)第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するものとする。

一 高速増殖炉(独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。)

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉(減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。)

第十三条第二項中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十四条中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十五条中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十六条中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十条中「第十条の」を「第十一条の」に、「第十条第二号」を「第十一条第二号」に改める。

第四章中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第五章（第五十七条を除く。）中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十八条の表第一号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六十条第一項中「文部科学省の原子力施設検査官の定数は十九人とし、経済産業省の」を削り、「五十七人」を「七十六人」に改め、同条第二項中「文部科学省の原子力保安検査官の定数は五十九人とし、経済産業省の」を削り、「百六十三人」を「二百二十二」に改め、同条第三項中「文部科学省の核物質

防護検査官の定数は十五人とし、経済産業省の」を削り、「二十五人」を「四十人」に改め、同条第四項中「文部科学省の原子力施設検査官は原子炉施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄物管理施設」を「、廃棄物管理施設又は使用施設等」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「文部科学省の原子力保安検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。以下この項において同じ。）並びに原子炉施設又は使用施設等の構造及び性能について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄事業者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）」に、「又は廃棄物管理施設」を「、廃棄物管理施設又は使用施設等」に改め、「それぞれ」を削り、同条第六項中「文部科学省の核物質防護検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄事業者」を「、廃棄事業者又は使用者」に改め、「それぞれ」を削る。

第六十二条第一項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第八項」に改め、同項第一号中「法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するもの」を「発電用原子炉以外の原子炉（船舶に

設置する原子炉を除く。）」に改め、同項第二号中「法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するもの」を「発電用原子炉」に改め、同項第三号中「実用発電用原子炉若しくは法第二十三条第一項第四号に掲げる」を「船舶に設置する」に改め、「実用船用原子炉に係る原子炉設置者若しくは」を削り、同項第八号中「第四十三条」を「第六十一条の三第一項」に、「命令」を「許可（国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第四十三条の三の二第三項」の下に「若しくは第五十七条の六第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に「若しくは第五十七条の七第四項」を加え、「経済産業大臣又は国土交通大臣が行う」を「法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、発電用原子炉以外の原子炉に係る」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第二十二条の八第三項」の下に、「第四十三条の三の二第三項」を、「第二十二条の九第五項」の下に、「第四十三条の三の三第四項」を、「確認」の下に「（法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、発電用原

子炉に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 法第五十五条第二項の規定による届出の受理

六 法第六十一条の五又は第六十一条の九の二第一項若しくは第三項の規定による届出（国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。）の受理

第六十二条第一項に次の三号を加える。

十一 法第十条、第二十条、第二十一条の三第一項、第四十三条の十六、第四十三条の十九第一項、第四十六条の七、第四十九条第一項、第五十一条の十四、第五十一条の十七第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（法第二十一条の三第一項の規定による処分にあつては加工施設の使用の停止の命令に限り、法第四十三条の十九第一項の規定による処分にあつては使用済燃料貯蔵施設の使用の停止の命令に限り、法第四十九条第一項の規定による処分にあつては再処理施設の使用の停止の命令に限り、法第五十一条の十七第一項の規定による処分にあつては廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限り、法第六十四条第三項の規定による処分にあつては製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限る。）

十二 法第五十六条又は第六十四条第三項の規定による処分（同項の規定による処分にあつては使用施設の使用の停止の命令に限る。）

十三 法第六十一条の六の規定による処分（国際規制物資である核原料物質について受けた法第六十一条の三第一項の規定による許可に係るものに限る。）

第六十二条第二項から第七項までを次のように改める。

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

一 前項第一号又は第五号に掲げる届出の受理 文部科学大臣

二 前項第二号又は第四号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣

三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び国土交通大臣

3 文部科学大臣は、第一項第六号に掲げる届出の受理をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

4 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、

遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

一 第一項第七号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣

二 第一項第八号に掲げる確認 文部科学大臣

三 第一項第九号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）

5 文部科学大臣は、第一項第十号に掲げる許可をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報するとともに、当該許可に係る申請書（法第六十一条の三第三項に規定する書類を添付する場合にあつては、当該許可に係る申請書及び同項に規定する書類）の写しを送付しなければならない。

6 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる処分をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

一 第一項第十一号に掲げる処分 文部科学大臣及び経済産業大臣

二 第一項第十二号に掲げる処分 文部科学大臣

7 文部科学大臣は、第一項第十三号に掲げる処分をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第六十二条第八項から第十一項までを削る。

第六十三条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号及び第三号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表に次の二号を加える。

五 船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設又は製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十四条の二第一項の規定により

国家公安委員会及び海上保安庁長官

特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合

六 製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第

国家公安委員会

一項若しくは第二項の認可をする場合

第六十三条第二項の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号及び第三号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第六号中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十四条中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条の表第一号中「法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）」を「船舶に設置する原子炉」に改め、同表第二号中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第五号中「文部科学大臣若しくは経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同表第十二号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十五条の見出しを「（原子力規制委員会の職員に行わせることができる事務等）」に改め、同条第一項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改め、「又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十四条に規定する船舶検査官」を削り、同条第二項中「経済産業省又は国土交通省」を「原

子力規制委員会」に、「経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

別表第一の六十七の項イ及び六十九の項イ並びに別表第二の五の項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

（放射線審議会令の一部改正）

第五条 放射線審議会令（昭和三十三年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会委員長」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課」を「原子力規制委員会原子力規制庁」に改

め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

第六条 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「こえ」を「超え」に改め、同条第六号口中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

(電気事業法施行令の一部改正)

第七条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第八条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

(人事管理官を置く機関を指定する政令の一部改正)

第八条 人事管理官を置く機関を指定する政令(昭和四十年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五号を削る。

(行政機関職員定員令の一部改正)

第九条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七二五人」を「一三、六五六人」に改め、同表文部科学省の項中「二、二〇〇人」を「二、一五五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三二、二一四人」を「三二、二一三人」に改め、同表経済産業省の項中「八、五一九人」を「八、一五六人」に改め、同表環境省の項中「二、五二一人」を「二、〇一〇人」に改め、同表合計の項中「二九四、五二六人」を「二九四、五三七人」に改める。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第十条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「第五十三号」を「第五十三号第二号」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

「環境省

別表中「環境省」を

原子力規制委員会」

に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年

政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第八号中「第十七条」を「第十九条」に改め、同条第二十二号中「独立行政法人放射線医学

総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令」を「独立行政

法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令

」に改める。

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係

行政機関を定める政令の一部改正)

第十三条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号

の関係行政機関を定める政令(平成十一年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 原子力規制委員会

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第十四条 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項ただし書中「蓋然性^{がい}」を「蓋然性」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項及び第四項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二条中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(関係周辺都道府県知事の要件)

第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所(実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。)が設置されているものに限る。)の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号ロ

又は二に掲げるものを除く。)が作成されているものであることとする。

第三条中「第七条第二項」を「第七条第二項後段」に改め、同条第一号中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削り、同条第二号及び第三号中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第四条第三項中「すべて」を「全て」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同項第四号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則・国土交通省令」に改め、同項第五号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉(第六条第四項第四号において「実用発電用原子炉」という。)」を「実用発電用原子炉」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)」に改める。

第六条第一項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同項第四号中「主務省令」を「原子力規制委

員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）に改める。

第九条中「主務大臣」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第十一条の見出しを「（命令への委任）」に改め、同条中「手続及び」を「手続は内閣府令・原子力規制委員会規則で、」に、「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係るものにあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「及び第二号」を削る。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第十六条 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令

第一条中「第十七条」を「第十九条」に改める。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十七条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、同条第二号中「原子炉等規制法第二十三条第一項第三号に該当する」を削り、「高速増殖炉をいい」の下に「、発電の用に供するものを除き」を加え、同条第四号中「第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉」に改める。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「あつては総務大臣」の下に「、同項第五号に掲げる機関にあつては環境大臣」を加える。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 原子力規制委員会

(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海

溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十条 次に掲げる政令の規定中「第二条」を「第三条」に、「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に改める。

一 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第七号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第七号

(次世代育成支援対策推進法施行令の一部改正)

第二十一条 次世代育成支援対策推進法施行令(平成十五年政令第三百七十二号)の一部を次のように改正する。

第一項の表国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の長の項中「(原子力安全・保安院の職員を除く。)」を削り、同表原子力安全・保安院長の項を削る。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二十二條 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三十七号及び第二項の表原子力災害対策特別措置法第三十九條の項中「第三十九條」を「第三十六條」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十三條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の表前條第六号に掲げる物質の項中「文部科学大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六條第一項に規定する製錬事業者（同法第十二條の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）が所持するものにあつては、経済産業大臣）」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十條中「の規定に基づく主務省令」を「に規定する内閣府令・原子力規制委員会規則又は内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第二十四條 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次

のように改正する。

第七条第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第二十五条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の見出し中「及び電源利用対策」を「電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改め、同条第一項第二号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項第二号」に改め、「この項」の下に「及び第七項第六号」を加え、「第十九号並びに」を「第十七号、」に改め、「第十三号」の下に「並びに第七項第一号、第二号及び第十一号」を加え、「又は試験研究炉等(同法第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉又は同法第五十三条第三号)を「若しくは試験研究炉等(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。))又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号」に改め、「ものをいう。以下この号」の下に「及び第七項第一号」を

加え、「又はニ」を削り、「及び第六号」を「及び第七項第五号」に、「ホに」を「ニに」に、「へに」を「ホに」に、「ト及び第十七号ロ」を「へ及び第十五号ロ」に、「トに掲げる」を「へに掲げる」に、「チに掲げる」を「トに掲げる」に、「リに」を「チに」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号へ中「これらの地域の住民の安全の確保」を「原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に、「当該設置後における安全性」を「当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に、「トに」を「へに」に、「広報・安全等対策」を「広報・調査等」に、「チに」を「トに」に改め、同号へを同号ホとし、同号ト中「広報・安全等対策」を「広報・調査等」に改め、同号トを同号へとし、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同項第三号中「原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務、」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、同項第四号中「の安全の確保」及び「の安全性の向上」を削り、同項第五号中「原子力発電施設等、地熱発電施設若しくは」を「地熱発電施設又は」に改め、「、原子力発電に使用される核燃料物質の運搬容器若しくは原子力発電施設等から生ずる使用済燃料の運搬容器の安全性又は放射性廃棄物の廃棄に係る安全性」を削り、同項第六号中「原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力

発電施設等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ぜられる」を「放射線量の測定及び被ばく者の救助その他の医療に係る」に改め、「（所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（当該原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村に隣接する市町村をその区域に含むものに限る。）の地域に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。）に定めるものに限る。）」を削り、同項第七号及び第八号を削り、同項中第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号口中「第二号ト」を「第二号へ」に改め、同号ハ中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「第二十五号へ」を「第二十四号へ」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十三号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十四号を同項第二十二号とし、同項第二十五号を同項第二十三号とし、同項第二十六号ハ中「第三十号」を「第二十八号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十七号を同項第二

十五号とし、同項第二十八号中「第二十六号イ」を「第二十四号イ」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十九号を同項第二十七号とし、同項第三十号中「（以下この号において「原子力発電等」という。）に係る安全性に関する調査その他の原子力発電等」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項第三十一号を削り、同条第三項中「第八十五条第五項第一号ニ」を「第八十五条第五項第一号ハ」に改め、同条第四項中「第八十五条第五項第一号ホ」を「第八十五条第五項第一号ニ」に改め、同条第六項第十三号中「又は安全の確保」を削り、同条に次の一項を加える。

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（内閣総理大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行う当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金の交付

二 原子力事故（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故をいう。第八号及び第十号において同じ。）を発生させた原子力発電施設等又は加工施設の設置がその区域内において行われていた都道府県に対して行う、当該原子力発電施設等又は加工施設の周辺地域の住民、滞在者その他の者に対する健康の管理その他健康被害の防止を図るために行う事業に要する費用に充てるための交付金の交付

三 原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務又は第五号に規定する措置に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修の実施に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

四 原子力発電施設等の安全性、原子力発電に使用される核燃料物質の運搬容器若しくは原子力発電施設等から生ずる使用済燃料の運搬容器の安全性又は原子力発電施設等から生ずる放射性廃棄物の廃棄に係る安全性を実証するために要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五 原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ぜられる措置（所在都道府県又は所在都道府県に

隣接する都道府県の地域に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。）に定めるものに限る。）に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

六 発電用施設のうち、原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）及び再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。）の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七 原子力発電施設等の安全の確保のための規制に関する知識の普及に要する費用に係る委託費の交付

八 原子力事故により放出された放射性物質又は放射線による健康被害の防止に要する費用に係る委託費の交付

九 原子力発電施設等から生ずる放射性廃棄物の廃棄に関する安全の確保のための規制に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十 原子力事故により放出された放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための監視及び測定に

要する費用に係る委託費の交付

十一 原子力発電施設等又は加工施設の安全の確保に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の
拠出

十二 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

十三 原子力発電施設等の安全を確保するための規制の措置を適正に実施するために必要な審査、検査
等に係る措置

第五十二条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号口中「同項第十二号から第十四号まで、第二十
二号から第二十四号まで、第二十八号及び第三十一号」を「同項第十号から第十二号まで、第二十号から
第二十二号まで及び第二十六号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号へからチまで」を「前条第一項第
二号ホからトまで」に改め、同号ニ中「のうち、地熱発電施設又は火力発電施設の安全性の実証に係るも
の」を削り、同号ホ中「前条第一項第十六号及び第十七号」を「前条第一項第十四号及び第十五号」に改
め、同号ヘ中「及びハ」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第二号から第十号まで及び第十二号に規定する補

助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十一号に規定する拠出金の拠出に関する事務及び同項第十三号に規定する措置に関する事務 環境大臣

第五十二条第一項第四号口中「前条第一項第二号ニに掲げる交付金並びに同項第四号、第六号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号、第二十五号及び第二十六号」を「前条第一項第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」に、「同項第二十九号及び第三十号」を「同項第二十七号及び第二十八号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号へからチまで」を「前条第一項第二号ホからトまで」に、「同項第十六号及び第十七号」を「同項第十四号及び第十五号」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「ホ及びリ」を「ニ及びチ」に、「第九号から第十一号まで、第十八号、第二十一号及び第二十七号」を「第六号から第九号まで、第十六号、第十九号及び第二十五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第一号に規定する交付金の交付に関する事務 内

閣総理大臣

第五十二条第二項中「文部科学大臣を除き、電源開発促進勘定に係るものについては環境大臣」を「内

閣総理大臣及び文部科学大臣」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号ニ、第十五号及び第十六号」を「第五十一条第一項第十三号及び第十四号」に改める。

附則第七条中「第十四号、第十五号イ及び第二十五号ロ」を「第十二号、第十三号イ及び第二十四号ロ」に、「同項第十三号、第二十号及び第二十七号」を「同項第十一号、第十八号及び第二十六号」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第二十六条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

二十三 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する

国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

第十五条第一項第十四号を次のように改める。

十四 原子力規制委員会設置法附則第九十二条の規定による改正前の経済産業省設置法(平成十一年法

律第九十九号) 第二十条第四項に規定する原子力安全・保安院長

第十五条第一項に次の一号を加える。

十七 原子力規制庁長官

第十七条中「前条第一項第六号若しくは第十四号」を「前条第一項第四号、第六号若しくは第十三号」に改める。

第十九条第一号中「第十六条第一項第六号、第十四号」を「第十六条第一項第四号、第六号、第十三号」に改める。

別表第一内閣の項中「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」を「国家公務員制度改革推進本

原子力防災会議に置かれる

部に置かれる事務局

事務局」に改め、同表内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。)の項

「食品安全委員会に置かれる事務局

中 原子力安全委員会に置かれる事務局」を「食品安全委員会に置かれる事務局」に改め、同表経済産業

省の項中 「資源エネルギー庁（原子力安全・保安院を除く。）」を 「産業保安監督部」に改め、

資源エネルギー庁原子力安全・保安院

」を 那覇産業保安監督事務所 に改め、
資源エネルギー庁

「地方環境事務所

同表環境省の項中 「地方環境事務所」を

に改める。

原子力規制委員会原子力規制庁

別表第二資源エネルギー庁原子力安全・保安院の項及び資源エネルギー庁の次長の項を削る。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第二十七条 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中 「、産業保安監督部（産業保安監督署を除く。）」、「、那覇産業保安監督事

務所」及び 「産業保安監督署及び」を削る。

（原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正）

第二十八条 原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令）

第二十九条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第三十条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4 法第四十六条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十一条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七五七人」を「一三、六八八人」に、「一三、七四〇人」を「一三、六七一人」に、「一三、七四一人」を「一三、六七二人」に改め、同表文部科学省の項中「二、二四八人」を「二、二〇三人」に、「二、一九九人」を「二、一五四人」に改め、同表経済産業省の項中「八、六〇五人」を「八、二四二人」に改める。

(内閣府本府組織令の一部改正)

第三十二条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四十四号を第四十七号とし、第三十八号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第三十七号中「第十四条第十号」を「第十四条第十四号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条中第三十六号を第三十九号とし、第二十三号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の三号を加える。

二十三 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。第十四条第五号において単に「原子力災

害」という。)に対する対策に関すること。

二十四 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

二十五 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第三条第三号キ中「(平成十一年法律第百五十六号)」を削り、同号ヒ中「関すること」の下に「(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)」を加える。

第十四条中第十八号を第二十二号とし、第五号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五 原子力災害に対する対策に関すること。

六 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

七 独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関すること。

八 原子力基本法第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第十五条第五号中「庶務(」の下に「原子力安全基盤機構分科会、」を加える。

(内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第三十三条 内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第五条第一項の表国立公文書館分科会の項の前に次のように加える。

原子力安全基盤機構分科会

独立行政法人原子力安全基盤機構

第八条ただし書中「ただし」の下に「、原子力安全基盤機構分科会に係るものについては大臣官房企画調整課において」を加える。

附則第二条中「十三人」を「十四人」に、「十五人」を「十六人」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)

第三十四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十一号及び第二十二号を削り、同条第二十三号中「関すること」の下に「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること及び」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条中

第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とし、同条第二十七号中「及び放射線審議会の庶務」を削り、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十八号を第二十六号とし、第二十九号を第二十七号とし、第三十号を第二十八号とする。

第五十四条中「原子力安全課」を「放射線対策課」に改める。

第五十八条の見出しを「（放射線対策課の所掌事務）」に改め、同条中「原子力安全課」を「放射線対策課」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「関すること」（「の下に「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること及び」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を削る。

（経済産業省組織令の一部改正）

第三十五条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十七条」に、「第九十五条―第九十七条」を「第九十八条―第一百条」に

、「第九十八条―第一百条」を「第一百条」に、「第五節 地方支分部局（第一百条・第一百三條）」を

第五節 地方支分部局

第一款 経済産業局（第二百二条・第二百三条） に、「第三百十条」を「第三百三十三条」

第二款 産業保安監督部等（第二百三条の二・第二百三条の三）

に改め、「第三款 特別の機関（第三百十一条―第三百三十三条）」を削る。

第四条第二十九号から第三十三号までの規定中「地方支分部局」を「経済産業局」に改める。

第九条中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

十五 事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

第九条に次の五号を加える。

二十 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

二十一 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

二十二 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

二十三 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

二十四 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第十二条の見出し及び同条第一項中「商務流通審議官」を「商務流通保安審議官」に改め、同条第七項中「商務流通審議官」を「商務流通保安審議官」に、「並びに一般消費者の利益の保護」を「一般消費者の利益の保護並びに産業保安の確保」に改める。

第十三条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第二十一条中「十一課」を「十課」に、
「産業施設課」を「産業施設課」に改める。

地域技術課

第三十条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び地域技術課」を削り、同条第五号から第九号までの規定中「地方支分部局」を「経済産業局」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

第八十条の見出しを「(商務情報政策局に置く課等)」に改め、同条中「十二課」を「十四課及び鉾山

「製品安全課

・火薬類監理官一人」に、「製品安全課」を 保安課 に改める。

電力安全課

第八十四条第一号、第八十六条第三号、第八十七条第二号及び第八十八条第五号中「第十四号」を「第十六号」に改める。

第九十九条から第一百一条までを削る。

第九十八条第四項中「第四条第一項第六十三号」を「第四条第一項第五十九号」に改め、第一章第四節中同条を第百一条とし、同章第三節中第九十七条を第百条とし、第九十六条を第九十九条とし、第九十五

条を第九十八条とし、同章第二節第三款第七目中第九十四条の次に次の三条を加える。

(保安課の所掌事務)

第九十五条 保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 産業保安の確保に関すること（電力安全課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。
- 三 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

- 四 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

- 五 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

- 六 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

(電力安全課の所掌事務)

第九十六条 電力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。）に係る保安の確保に関すること。
- 二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

（鉱山・火薬類監理官の職務）

第九十七条 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 火薬類の取締りに関すること。
- 二 鉱山における保安に関すること。

第一章第五節中第二百二条の前に次の款名を付する。

第一款 経済産業局

第二百二条第四項中「及び第三百三十三条第三項」を削る。

第一章第五節に次の一款を加える。

第二款 産業保安監督部等

（産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域）

第百三条の二 産業保安監督部の名称は、次の表の各号の第二欄に掲げるとおりとし、その位置は、当該各号の第三欄に掲げる経済産業局と同じ位置とし、その管轄区域は、同欄に掲げる経済産業局（第二号から第四号までにあつては、同欄及び第四欄に掲げる経済産業局）の管轄区域と同一の区域とする。

一	北海道産業保安監督部	北海道経済産業局	
二	関東東北産業保安監督部	関東経済産業局	東北経済産業局
三	中部近畿産業保安監督部	中部経済産業局	近畿経済産業局
四	中国四国産業保安監督部	中国経済産業局	四国経済産業局
五	九州産業保安監督部	九州経済産業局	

2 第百二条第四項の規定により経済産業大臣が管轄経済産業局を指定した鉱業については、次の表の各号の中欄に掲げる管轄経済産業局の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる産業保安監督部の管轄とする。

一	東北経済産業局及び関東経済産業局	関東東北産業保安監督部
二	中部経済産業局及び近畿経済産業局	中部近畿産業保安監督部
三	中国経済産業局及び四国経済産業局	中国四国産業保安監督部

四	前三号に掲げる経済産業局以外の経済産業局	当該経済産業局と管轄区域が同一である産業 保安監督部
---	----------------------	-------------------------------

3 電気に関する事務について特に必要があるときは、経済産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

4 経済産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

(那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域)

第二百三条の三 那覇産業保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

2 第二百二条第四項の規定により経済産業大臣が沖縄総合事務局を指定した鉱業については、那覇産業保安監督事務所の管轄とする。

第二章第一節第三款の款名を削る。

第三百三十一条から第三百三十三条までを次のように改める。

第三百三十一条から第三百三十三条まで 削除

(産業構造審議会令の一部改正)

第三十六条 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表に次のように加える。

保安分科会	
保安分科会	一 経済産業省の所掌事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項を調査審議すること。 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十七条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第三十七条 総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表高圧ガス及び火薬類保安分科会の項を削る。

（経済産業省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第三十八条 経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表技術基盤分科会の項中「及び独立行政法人原子力安全基盤機構」を削る。

(鈷山保安協議会令の一部改正)

第三十九条 鈷山保安協議会令(平成十六年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「資源エネルギー庁原子力安全・保安院」を「経済産業省商務情報政策局鈷山・火薬類監理官」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四十条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第十二号を削る。

第一百四十九条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第一百五十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第一百五十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第一百六十一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

(環境省組織令の一部改正)

第四十一条 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十九条」を「第二十七条―第三十条」に、「第三十条―第三十五条」を「第三十一条―第三十六条」に、「第三十六条―第四十条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第三条第一項第十九号及び第二十号中「エネルギー需給勘定」の下に「及び電源開発促進勘定」を加え、同項第二十六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に規定する廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」に、「次条第一項第十一号及び第二十五条第一号を除き、以下」を「次号及び第二十九号並びに第十六条第二号及び第三号において」に改める。

第四条第一項第四号中「第二十七条第四号」を「第二十八条第四号」に改める。

第六条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一

号を加える。

六 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。第十七条第四号及び第三十二条第七号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第七条第六号中「第三十七条第七号及び第三十八条第五号」を「第三十八条第七号及び第三十九条第五号」に改める。

第十四条第五号及び第六号中「エネルギー需給勘定」の下に「及び電源開発促進勘定」を加える。

第十六条第四号中「廃棄物の排出」を「廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第十七条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法」に改める。

第十七条第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法第二条第二項」に改め、同

条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（廃棄物処理

法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関すること。

第十八条第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法第二条第四項」に改める。

第十九条第二項中「二課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十四条第四号中「環境安全課」の下に「及び参事官」を加える。

第二十五条第三号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第四項中「第四条第二十三号」を「第四条第二十四号」に改め、第四章中同条を第四十三条とする。

第三章中第四十一条を第四十二条とし、第二章第三節第五款中第四十条を第四十一条とし、第三十六条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十五条第四号中「第六条第十五号」を「第六条第十六号」に改め、第二章第三節第四款中同条を第

三十六条とする。

第三十四条第八号中「第六条第十五号」を「第六条第十六号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の号を加える。

七 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関するこ

と（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二章第三節第三款中第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二章第三節第二款中第二十五条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十六条 参事官は、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

附則に次の一項を加える。

(総合環境政策局環境保健部参事官の設置期間の特例)

4 第十九条第二項の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

(中央鉱山保安協議会に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会(以下この条において「旧鉱山保安協議会」という。)の専門委員である者は、この政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)に、第三十九条の規定による改正後の鉱山保安協議会令(以下この条において「新鉱山保安協議会令」という。)第二条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会(以下この条において「新鉱山保安協議会」という。)の専門委員として任命されたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に旧鉱山保安協議会に置かれている部会は、施行日に、新鉱山保安協議会令第三

条第一項の規定により新鉾山保安協議会に置かれた部会とみなす。

3 この政令の施行の際現に旧鉾山保安協議会の部会に属する委員及び専門委員である者は、施行日に、新鉾山保安協議会令第三条第二項の規定により新鉾山保安協議会の部会に属する委員及び専門委員として指名されたものとみなす。

4 この政令の施行の際現に旧鉾山保安協議会の部会長である者又は第三十九条の規定による改正前の鉾山保安協議会令第三条第五項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、新鉾山保安協議会令第三条第三項の規定により新鉾山保安協議会の部会長として互選され、又は同条第五項の規定により新鉾山保安協議会の部会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部改正)

第四条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項」を「第一条」に改める。

(復興庁組織令の一部改正)

第五条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の項中

第一項第六号 機関(当該在職 であるものを除 く。)	前条第一項第四号、第六号 国の機関(当該在職機関であ るものを除く。)又は復興庁
-------------------------------------	--

を

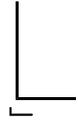
国の機関(当該在職 機関であるものを除 く。)	国の機関(当該在職機関 であるものを除く。)又は復
-------------------------------	------------------------------

前条	国の	機関	く。
----	----	----	----

であ
興庁

に、「第十六条第一項第六号」を「第十六条第一項第四号」に、「第四号、第六号」を「第

四号」に改める。



理 由

原子力規制委員会設置法の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。